

# 毒物劇物販売業のてびき

平成14年3月発行

1 . 登 録	.....	1
2 . 取扱責任者	.....	1
3 . 譲渡・交付	.....	2
4 . 連 搬	.....	3
5 . 表 示 等	.....	4
6 . 貯蔵設備	.....	6
7 . 取 扱	.....	7
8 . 廃 棄	.....	8
9 . 事 故	.....	8
10 . 毒物劇物業者による情報の提供	.....	10
11 . 危害防止規定	.....	12

# はじめに

毒物劇物は、その毒性劇性によって住民の保健衛生上にきわめて重大な危害を及ぼすおそれがあります。

特に、昨今の毒物劇物を用いた犯罪の多発は、住民に不安をつのらせ、社会に脅威を与えています。

一方で、毒物劇物は、化学工業薬品、農薬、試薬、塗料など種々の分野において広く用いられ、科学技術の発達に伴い、その量、種類とも年々増加の一途をたどっており、国民の社会生活上無くてはならないものになっています。

従って、毒物劇物を販売し、又はこれを取扱う際には事故や盗難の防止を含め、万全の危害防止措置を講じる必要があります。

毒物及び劇物取締法は、このような毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的としております。毒物劇物販売業者は、毒物劇物に関する正しい知識を身につけ、保健衛生上の危害防止の観点から法律を理解され、これを遵守するようにして下さい。

## 毒劇物販売業の登録の種類

法第4条の2

毒物又は劇物の販売業には、次のような種類があります。

### 1 一般販売業

一般販売業の登録を受けた者は、すべての毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列することができる。

### 2 農業用品目販売業

農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であって厚生労働省令で定める毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列することができる。

### 3 特定品目販売業

特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列することができる。

なお、法令等は次のとおり省略して記入します。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）：「法」

毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）：「施行令」

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）：「施行規則」

**登 録**

法第3条第3項 法第4条の3

**オーダー販売も該当**

1 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売・授与することができません。

\* 製造業者や輸入業者であっても、登録業者以外に毒物劇物を販売するためには、販売業の登録が必要になります。

2 農業用品目販売業及び特定品目販売業の登録を受けたものは、厚生労働省令で定めるもの以外の毒物劇物を販売・授与できません。

(法第4条の3)

3 登録票記載事項の変更に際しては、届出をしなければなりません。(法第10条第1項)



**取扱責任者**

法第7条第1項 法第8条

1 毒物又は劇物を、直接に取扱う販売業においては、専任の毒物劇物取扱責任者を置くことが必要です。

(1) 取扱責任者とは毒物劇物を実際に取扱う上での安全確保について責任を持つ技術者のことで、営業所ごとに1名設置します。

(2) 下記に掲げる者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることが出来ません。

薬剤師

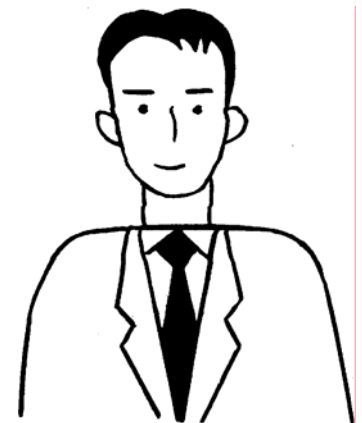
厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了した者

都道府県知事が行う毒物劇物取扱責任者試験に合格した者

2 取扱責任者の変更に際しては、届出をしなければなりません。

3 取扱責任者は、毒物劇物を安全に保管場所に保管し、管理簿(様式1)により在庫量や入出庫量を把握することが必要です。

\* 必要以上の量を保管しないように注意し、在庫量については、定期的に確認を行います。



(様式1)

医薬用外

## 毒物劇物管理簿

劇物	品名	塩酸	規格	35%	単位	500g
年月日	納入量 (購入)	販売量	在庫量	出荷者 (印)	責任者 (印)	備考 (販売先納入先等)
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						

### 4 自己点検表

取扱責任者は、毒物劇物の貯蔵・取扱について、点検表(別紙P.5)により、定期的に点検し、記録します。

### 譲渡・交付

法第14条、法第15条第1項

オーダー販売も該当

1 毒物又は劇物の販売には、必要事項を書面に記入して保存する等の譲渡手続きが必要です。

- \* 販売をするときには、販売相手の身元確認を行い、利用目的を聞き取り、毒物劇物の種類や量が適当であるかを確認します。

#### [ 毒物劇物営業者同士の場合 ]

販売する側が、毒物又は劇物の名称及び数量、販売又は授与の年月日、譲受者の氏名、職業と住所を記載し、その帳簿を5年間保存します。

- \* 登録票の写しをもらうなど、必ず登録の有無を確認します。

#### [ 毒物劇物営業者以外への譲渡 ]

毒物又は劇物の名称及び数量、販売又は授与の年月日、譲受者の氏名、職業と住所を記載し、捺印した文書(様式2)の提出を受け、5年間保存します。

2 販売の際には、相手方の確認を慎重に行い、次の人には販売をしない。

- ・ 18歳未満や、麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
- ・ 心身の障害により、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者

- \* 相手に不審を感じたら、販売を止め、警察に連絡すること。



(様式2)

毒物及び劇物譲受書			
毒物又劇物の種類	名 称		
	数 量		
販売又は授与の年月日			
譲受人 (法人にあつては、その名称 及び主たる事務所の所在地)	氏 名	Ⓔ	
	職 業		
	住 所		
備 考			

### 3 交付時の確認

- ・ トルエン等(下記項目)については、身分証明書(運転免許証等)により必ず身元を確認し、併せて使用目的・使用日時等を聞きます。
- ・ 代理人の場合は、購入者に問い合せるか委任状を提出させます。
- ・ 確認した事項は、確認の帳簿に記載し、5年間保存します。

参 考：交付時に確認の必要がある毒物劇物

\*塩素酸塩類等爆発性を有する劇物(法第15条第2項)

\*亜ヒ酸等の毒物

\*パラコート等の毒物劇物たる農薬

\*シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物

\*トルエン、トルエンを含有するシンナー

## 運 搬

### 1 荷送人の通知義務(施行令第40条の6)

1回につき1トン以上の毒物劇物の運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、下記のことを通知しなければなりません。

- (1) 当該毒物劇物の名称、成分、その含量、数量
- (2) 事故の際に講じなければならない応急措置の内容を記載した書面

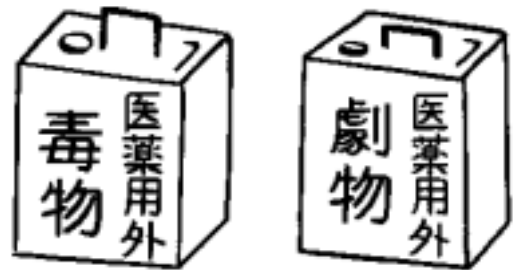
2 施行令第40条の2、3、4、5に定められる毒物劇物（4アルキル鉛を含有する製剤等）を運搬する場合には、容器又は被包、積載の様態について、政令に定められた運搬方法を遵守します。

3 運搬に際しての注意

- \* トラックでの運搬は容易に持ち去られないよう厳重に管理します。
- \* 飛散、漏れ、流れ出の予防措置を講じなければなりません。
- \* 運搬経路、再委託等も併せて確認するようお願いいたします。

表示等

法第12条



赤地に白字                      白地に赤字  
 ・間違いをおこさないように薬品の名称も記載する

1 毒物劇物の表示

- (1) 毒物劇物の容器及び被包に「医薬用外」の文字を記載し、毒物の場合は赤地に白色で「毒物」の文字、劇物の場合は白地に赤色で「劇物」の文字を表示することになっています。

2 また毒物劇物の容器及び被包には次の事項が表示されています。

- (1) 毒物劇物の名称
- (2) 毒物劇物の成分及びその含量
- (3) 厚生労働省令で定める毒物劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
- (4) 毒物劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

3 貯蔵場所の表示

毒物劇物は、他のものと区別して、専用の設備に保管します。

保管場所には、「医薬用外毒物」もしくは「医薬用外劇物」の文字を表示しなければなりません。



貯蔵場所の表示



## 貯蔵設備

施行規則第4条の4第1項第2号

毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定める基準に適合すること。

1 毒物又は劇物は、その他の物と区分して貯蔵できるもの

2 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないもの

3 容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないもの

4 毒物又は劇物を貯蔵する場所には、かぎをかける設備であること。

\* 保管場所のガラス部分は、網入り強化ガラスとします。

5 性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。



倉庫

「医薬用外劇物」の表示



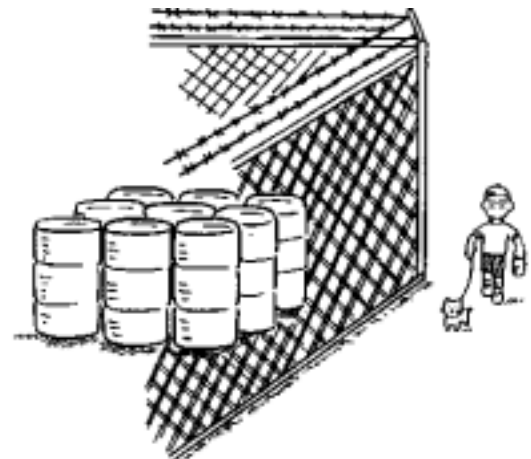
ドラムかん



試薬ビン



ロッカー



堅固なさく

## 取 扱

法第11条第1項、第2項、第4項

1 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することがないように必要な措置を講じること。

\* 保管庫は、施錠し、かぎの管理を徹底しましょう。

かぎの管理者を明確にする。

かぎを使用する場合は、チェック表に記入し、責任者の許可を得ます。

\* 保管場所は、目の行き届くところにします。



かぎの管理

保管場所は目の行き届くところ

2 毒物又は劇物等が、営業所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出又はこれらの施設の地下にしみ込むことがないように必要な措置を講じること。

\* 毒物劇物がまわりに流れ出ないように、周囲に防液堤を設けます。

\* 毒物劇物が地下にしみ込まないように、床面はコンクリート等不浸透性とします。



3 毒物又は劇物は、誤飲防止のため、その入れ物として、飲食物用の容器を使用してはいけません。



飲食物の容器を使用しない

(財)日本中毒情報センターへの連絡方法

つくば中毒110番

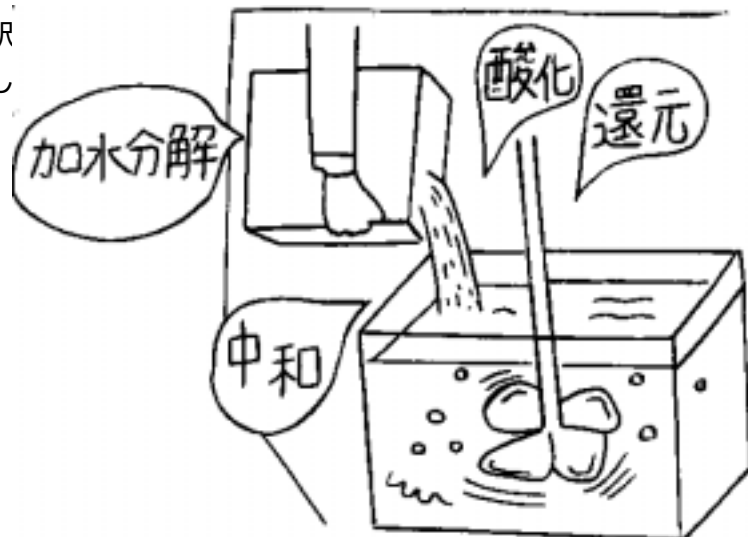
電話 0990-52-9899

(9時～17時)ダイヤルQ2制

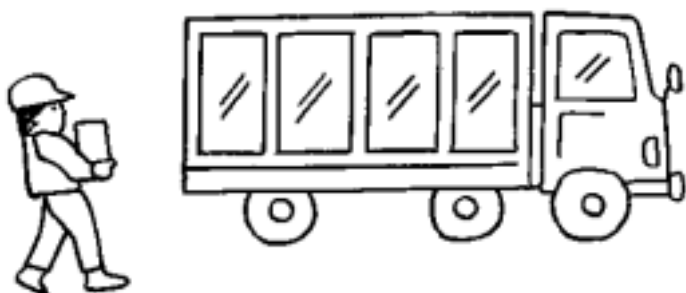
## 廃 棄 法第15条の2

毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはいけません。

- (1) 中和、加水分解、酸化、還元、希釈  
その他の方法により毒物劇物に該当し  
いものにします。



- \* 事業所で処理できないものは、知事  
の許可を受けた産業廃棄物処理業  
者に委託します。



産業廃棄物処理業者に委託

## 事 故 法第16条の2

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物による事故が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡し、自らも必要な応急措置を行います。

- 1 毒物劇物の飛散、漏れ等で不特定又は多数の人に被害が及ぶような場合

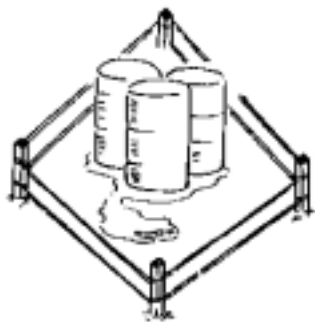
- (1) 直ちに、保健所、消防署又は警察署に連絡します。自らも、被害拡大防止のために必要な応急措置を講じます。

- 2 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失した場合

- (1) 直ちに、警察署に連絡します。



- \* 万一の事故に備えて、除害剤（土砂、消石灰等）を用意しておきます。
- \* 被害が拡大しないように、措置を講じます。



周囲にロープを張るなどして  
人の立入りを禁止する。



風下の下に知らせ退避させる。  
中和した後に多量の水で洗い流す



被害箇所に中和剤等を  
散布する。



河川などに流出しないように  
注意する。

### \* 震災対策

地震の際、毒物劇物による被害を最小限にするための備えをします。

保管庫は、転倒しないように壁や床に固定します。

薬品が転倒落下しないような設備を設けます。

混触発火（２種類以上の薬品が混ざり合うことにより、発火等を起こすこと）を防ぐ、  
薬品の保管配置とします。



応急措置



転倒落下防止

## MSDSの交付

施行令第40条の9

オーダー販売も該当

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供します。

提供する情報は、次のとおりです。

- |                                                   |                   |
|---------------------------------------------------|-------------------|
| ① 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） | ⑦ 取扱い及び保管上の注意     |
| ② 毒物又は劇物の別                                        | ⑧ 暴露の防止及び保護のための措置 |
| ③ 名称並びに成分及びその含量                                   | ⑨ 物理的及び化学的性質      |
| ④ 応急措置                                            | ⑩ 安定性及び反応性        |
| ⑤ 火災時の措置                                          | ⑪ 毒性に関する情報        |
| ⑥ 漏出時の措置                                          | ⑫ 廃棄上の注意          |
|                                                   | ⑬ 輸送上の注意          |

### <例>

住 所 江東区東陽二丁目1番1号  
氏 名 江東商会 江東太郎

## シアン化ナトリウム

### 【物質の特定】

別名 : 青酸ソーダ  
: 青化ナトリウム  
: 青化ソーダ  
英名 : sodium cyanide  
化学式（示性式） : NaCN  
科学式（分子式） : CNNa  
CAS番号 : 143-33-9  
既存化学物質番号 : 1-159  
国連番号 : 1689

### 【危険有害性の分類】

急性毒性物質 その他の有害性物質

### 【応急措置】

目に入った場合 : 直ちに多量の水で15分以上洗い流す。  
皮膚に触れ場合 : 直ちに汚染された衣服やくつ等を脱がせる。付着又は接触部を石けん水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。  
吸入した場合 : 直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気の場所に移すし、鼻をかみ、うがいをさせる。呼吸困難又は呼吸が停止しているときは、人工呼吸を行う。

### 【火災時の措置】

消火方法等 : (周辺火災の場合) 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合には、容器および周囲に散水して冷却する。

### 【漏出時の措置】

飛散した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用し、風下で作業をしない。飛散したものは空容器にできるだけ回収する。砂利等に付着している場合は、砂利等を回収し、そのあとに水酸化ナトリウム、ソーダ灰等の水溶液を散布してアルカリ性 (pH11以上) とし、更に酸化剤 (次亜塩素酸ナトリウム、さらし粉等) の水溶液で酸化処理を行ない、多量の水を用いて洗い流す (pH 8 ぐらいのアルカリ性ではクロルシアン (ClCN) が発散するので注意する)。この場合、濃厚な排液が河川等に排出されないように注意する。また、前処理なしに直接水で洗い流してはならない。

### 【取扱いおよび保管上の注意】

酸、強酸化剤と接触させない。酸と接触すると有害なシアン化水素を発生する。空気中では徐々に炭酸ガスと反応してシアン化水素ガスを発生する。熱源や着火源から離れた風通のよい乾燥した冷所に保管する。

### 【暴露防止措置】

ACGIH許容濃度 TWA (mg/m<sup>3</sup>) : 5 (CN) (皮)、天井値  
設備対策 : 局所排気施設を設置する。洗眼施設および身体洗浄施設を設置する。  
保護具 : 防毒マスク (青酸ガス用)、空気呼吸器  
: 保護眼鏡  
: 保護手袋  
: 保護衣、保護長ぐつ

### 【物理/化学的性質】

外観等 : 白色結晶性粉末 蒸気圧の温度 (°C) : 817  
分子量 : 49.01 沸点 (°C) : 1496.0  
溶解性 : 水に溶 溶解点 (°C) : 563.7  
蒸気圧 (kPa) : 0.13 比重 : 1.857

### 【危険性情報】

燃焼性・反応性等 : 不燃性、硝酸塩、塩素酸塩など強い酸化剤とは爆発的に反応する。

### 【有害性情報】

急性毒性 : ラット、経口、LD50、6440 μg/kg  
: ラット、腹腔内、LD50、4300 μg/kg  
: ヒト、経口、LDLo、2857 μg/kg  
: 男性、経口、TDLo、714 μg/kg  
: 男性、経口、LDLo、6557 μg/kg  
変異原性 : 染色体欠失および染色体不分離検出試験、ショウジョウバエ (生体内)  
: 吸入)

### 【廃棄上の注意】

①水酸化ナトリウム水溶液を加えてアルカリ性 (pH11以上) とする。酸化剤 (次亜塩素酸ナトリウム、さらし粉等) の水溶液を加えてCN成分を酸化分解する。  
②水酸化ナトリウム水溶液等でアルカリ性とし、高温高压低下で加水分解する。

### 【輸送上の注意】

IMDG : 6.1 IATA : 6.1

### 【適用法令】

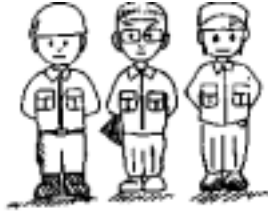
毒劇法 : 毒物

## 危害防止規定

毒物劇物営業者は、毒物劇物危害防止規定を作成しましょう。

毒物劇物による危害は、取扱う種類や態様、作業手順、異常事態の内容などあらゆる点で異なります。各社がその実情に応じた危害防止対策を自主的な規範としてまとめたものが「毒物劇物危害防止規定」です。

次のような基本的事項を記載します。更に、規定を具体的に実施するために必要な細目を定めておきます。



毒劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項



毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項



毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項



毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項



事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項



毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項



その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

# 毒物劇物危害防止規定

< 関係機関への通報体制例 >

## 1 目的

この規定は、当社における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

## 2 当社従業員の任務

当社従業員は、この規定に定める毒物劇物の取扱い、保管管理に注意し、危害の防止に努めなければならない。

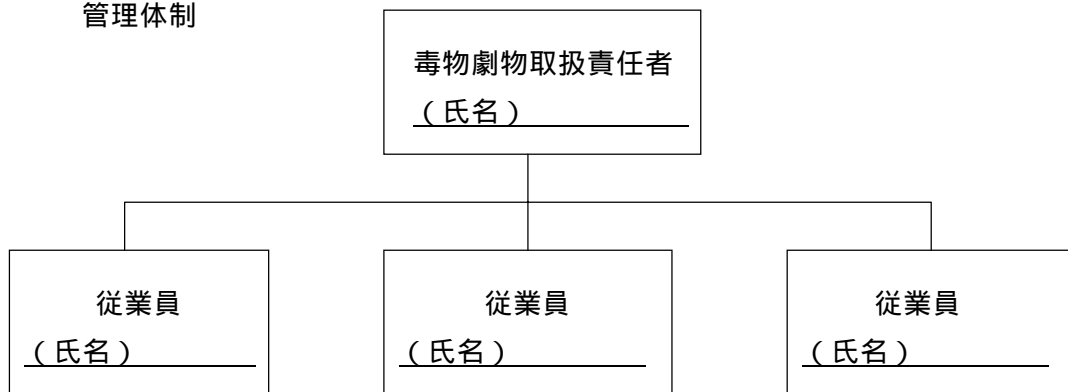
## 3 管理体制

(1) 毒物劇物の適正な取扱い、保管管理を確保するため毒物劇物取扱責任者を設置する。

取扱責任者は、[ (氏名) ]とする。

(2) 社内連絡体制

管理体制



ア 取扱責任者は、毒物劇物の取扱い等に関し、必要な指示を従業員に与える。

イ 各従業員は、取扱責任者の指示に従い、必要な助言及び報告をする。

緊急連絡網

下記緊急体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかに対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。



警察署	電話 ( )
消防署	電話 ( )
保健所	電話 ( )